

令和4年第4回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和4年4月26日(火)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和4年4月26日 午後3時4分							
閉 会	令和4年4月26日 午後4時2分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	藤村 徳之	出席		荒井 晃一	出席	木暮 剛	出席
	2	松本 信次	出席		今井 徹	出席	野本 照夫	出席
	3	矢部 英利	出席		田沼 茂	出席	馬場 勝美	出席
	4	酒巻 貞夫	出席		中谷 文秋	出席	関口 正	出席
	5	小林 良浩	出席		金子 昇	出席	渡邊 仁	出席
	6	萩原 豊	出席		河野 博	出席	秋池 功	出席
	7	加藤 豊	出席		加藤 勇	出席	岡野 孝	出席
	8	江原 浩昭	出席		塚越 秀夫	出席	伊藤 清	出席
	9	大賀 文吉	出席		武井 正夫	欠席	三ツ木 宏之	出席
	10	大塚 明夫	出席		卯月 良治	出席		
	11	岩崎 新一	出席		金子 善行	出席		
	12	渡邊 秋夫	出席		永澤 幸一	欠席		
13	島田 豊	出席	安野 悦男	出席				
議事録署名人			小林 良浩 ・ 加藤 豊					
議事参与			板倉 秀行 ・ 野本 佳永 ・ 高萩 祐哉					
書 記								

会議事件名

- 議案第14号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第15号 農地法第4条の規定による転用許可申請
- 議案第16号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

顛末

令和4年4月26日
開会 午後3時4分

【会長代理】 これより、令和4年第4回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。

【議長】 本日の定例会は農業委員13名中、13名出席ですので定例会は成立しております。
議案書の訂正はありますか。

【事務局】 訂正箇所が1点ございます。2ページの議案第16号 農地法第5条の規定による転用許可申請の番号16について、渡人の名前を「熊井順子」から「熊井淳子」に訂正をお願いします。

【議長】 続きまして、議事録署名人の指名をします。番号5番 小林 良浩 委員・番号7番 加藤 豊 委員をお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第14号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】 議案について説明します。
議案第14号 農地法第3条の規定に関する件
所有権の移転 1件 7筆

番号15

受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入人も含めた世帯員の農作業従事日数は450日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は245.70アールであり、当管内の下限面積50アールに達しています。自宅から申請地までは約4.6キロであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【藤村 徳之 農業委員】	番号15について調査してまいりました。受人は、畑作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、野菜を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【安野 悦男 推進委員】	番号15について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第14号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第14号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第15号 農地法第4条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第15号 農地法第4条の規定による転用許可申請 農家住宅敷地（追認）1件 2筆

	<p>番号2</p> <p>申請人は稲作と畑作を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の土地全部事項証明書を法務局で取得したところ、土地の地目が農地であることが判明しましたが、当該地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しています。このため、今後も今までどおり申請地を農家住宅敷地の一部として利用していくため、農家住宅（追認）として申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【加藤 豊 農業委員】	<p>番号2について調査してまいりました。</p> <p>申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅敷地ということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【加藤 勇 推進委員】	<p>番号2について調査してまいりました。申請地は市街化調整区域決定前の昭和45年以前から農家住宅敷地の一部として利用しており、今後も、今までどおり農家住宅敷地として利用していきます。このため、当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第15号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。						
【一同】	(全員挙手)						
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第15号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。						
【事務局】	<p>議案第16号 農地法第5条の規定による転用許可申請</p> <table border="0" data-bbox="331 819 850 909"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>3件</td> <td>3筆</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>4件</td> <td>5筆</td> </tr> </table> <p>番号16</p> <p>受人は、現在市内のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を母から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>	所有権の移転	3件	3筆	使用貸借権の設定	4件	5筆
所有権の移転	3件	3筆					
使用貸借権の設定	4件	5筆					
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。						
【大賀 文吉 農業委員】	番号16について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。						
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。						

【渡邊 仁 推進委員】	番号16について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを行います。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号17について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号17 受人は、現在市外のアパートに家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を祖父から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号17について調査してまいりました。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号17について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界には既存ブロックと土留が設置してありま

	す。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号18について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号18 受人は、現在市内のアパートに家族2人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を母から借り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【小林 良浩 農業委員】	番号18について調査してまいりました。申請地は、「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【岡野 孝 推進委員】	番号18について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するというのですが、隣接農地との境界には既存土留が設置してあります。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については区域外流入で下水道管に放流します。

	このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号19について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号19 受人は、現在市内のアパートに家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を義父から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和4年1月12日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【加藤 豊 農業委員】	番号19について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地(原則不許可農地)に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【塚越 秀夫 推進委員】	番号19について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するという事ですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は

	<p>宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>質問がございませんので、次に番号20について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
【事務局】	<p>番号20 受人は、現在市外のアパートに家族4人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
【議長】	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>
【藤村 徳之 農業委員】	<p>番号20について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。</p>
【議長】	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
【安野 悦男 推進委員】	<p>番号20について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺</p>

	農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号21について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号21 受人は、現在市内の共有名義の住宅に家族4人で暮らしています。この共有名義の親族から転勤で近くに引っ越したいので明け渡してもらえないかとの相談を受けており、また現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号21について調査してまいりました。申請地は農用区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号21について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するという事ですが、隣接農地との境界には既存ブロックが設置してあります。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２２について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２２ 受人は、現在市内のアパートに家族３人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【大賀 文吉 農業委員】	番号２２について調査してまいりました。申請地は農用地域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関口 正 推進委員】	番号２２について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはブロックを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【矢部 英利 農業委員】	<p>昨年の9月いっぱいまで農家分家ではない農地転用が出来なくなったと思いますが、川里地区の自己用住宅について、なぜ農地転用ができるのか教えてください。</p>
【事務局】	<p>親族が所有していない農地に仮登記をつけて行う開発許可の審査基準が去年9月30日で終了したため。</p>
【議長】	<p>他に質問はありませんか。質問がございませんので、採決を行います。議案第16号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第16号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第17号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。番号6について、島田 豊農業委員より議案説明をお願いします。</p>
【島田 豊 農業委員】	<p>番号6 この件につきまして、令和4年4月15日に事務局とともに調査したところ、番号6について申出事由の生じたものが、農業を継続して行っていたと認め、農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。</p>
【議長】	<p>ただいまの説明について質問を求めます。何かご質問はございませんか。</p>
【一同】	<p>(質問なし)</p>
【議長】	<p>それでは採決を行います。議案第17号について、原案通り承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
【一同】	<p>(全員挙手)</p>
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第17号について原案のとおり承認いたします。続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p>

	<p>令和4年3月11日～令和4年4月11日受付分 農地法第3条第1項第13号の規定による届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>1件</td> <td>1筆</td> <td>974㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出</p> <table> <tr> <td></td> <td>4件</td> <td>8筆</td> <td>1,031㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table> <tr> <td>所有権の移転</td> <td>8件</td> <td>9筆</td> <td>1,710.44㎡</td> </tr> </table> <p>合計届出件数 13件 18筆 3,715.44㎡</p> <p>これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございませんか。</p>	所有権の移転	1件	1筆	974㎡		4件	8筆	1,031㎡	所有権の移転	8件	9筆	1,710.44㎡
所有権の移転	1件	1筆	974㎡										
	4件	8筆	1,031㎡										
所有権の移転	8件	9筆	1,710.44㎡										
【矢部 英利 農業委員】	農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、教えてください。												
【事務局】	売る方のメリットとして、譲渡所得税の特別控除が受けられます。												
【議長】	他に質問はありませんか。質問がございませんので、続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。 農業委員・推進委員の方から何かありますか。												
【秋池 功 推進委員】	・親睦会の会計報告について												
【議長】	最後に事務局から何かありますか。												
【事務局】	・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・農業委員・推進委員による最適化活動の実施状況及び点検・評価について												
【会長代理】	これをもちまして、令和4年第4回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和4年5月25日（水）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。												

閉会 午後4時2分